

## あいち海上の森条例

平成十八年三月二十八日 条例第五号

改正

平成二十六年 三月二十八日条例第七号

平成三十一年 三月二二日条例第四号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 保全活用計画等（第七条―第十二条）

第三章 あいち海上の森センター（第十三条―第二十一条）

附則

瀬戸市の南東部に位置する海上の森は、都市の近郊にありながら、豊かな森林と農地、水辺地等があつて、様々な野生動植物が生息し、生育する多様な自然環境を有している。海上の森は、人々の営みと深くかかわる中でその姿を変え、かつて焼物の製造のための薪の採取などにより、その一部が樹木の乏しい荒廢地となったこともあるが、多くの先人の努力と自然の力によりその緑が回復された歴史を持つ。

海上の森の一部は、二千五年、「自然の叡智」をテーマとして開催された愛知万博の瀬戸会場となった。愛知万博は、幅広い県民参加の力を得て成功に導かれ、たくさんの人々が世界の様々な文化と触れ合い、世界の人々と友情をはぐくみ、また、環境問題を身近に感じ、人と自然とのつながりを見直す契機となるなど、多くの成果を残した。

そうした中で、海上の森は、自然が持つ素晴らしい仕組を学ぶ場となり、人と自然とが共生する社会の実現を目指す愛知万博の理念を象徴する森となった。私たちは、海上の森を見るとき、私たちの身近に自然との触れ合いの場があることの大切さを改めて認識することとなった。

私たちは、愛知万博の理念と成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させていくために、海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたって保全するとともに、県民が自然と触れ合い、交流する場として、また、県内の身近な森林、農地、水辺地等における自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用し、人と自然とが共生する社会の実現に資するため、ここにこの条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、海上の森の保全及び活用について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、海上の森の保全及び活用のための取組の基本となる事項並びにあいち海上の森センターの設置及び管理に関する事項を定めることにより、海上の森の適正な保全及び活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「海上の森」とは、瀬戸市海上町及びその周辺の地域の森林、農地、水辺地等の区域であつて、知事が指定する区域をいう。

### (基本理念)

第三条 海上の森は、その森林、農地、水辺地等における多様な自然環境がその地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されなければならない。

2 海上の森は、県民が、自然との触れ合いを通じて、自然の仕組及び人と自然との関係についての理解を深める場として活用が図られなければならない。

3 海上の森の保全及び活用のための取組は、県及び当該取組を自主的に行う県民、県民の組織する団体等（以下「県民等」という。）が協働して行うものとする。

4 海上の森の活用のための取組は、県民等が身近な森林、農地、水辺地等において自主的に行う自然学習、自然環境の適正な保全のための取組等の促進及び森林整備の推進に資するものとして行われなければならない。

### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、海上の森の保全及び活用のための取組を行う責務を有する。

### (県民の役割)

第五条 県民は、第三条に定める基本理念にのっとり行われる海上の森の保全及び活用のための取組について理解を深めるとともに、身近な森林、農地、水辺地等における自然環境が適正に保全されるよう努めるものとする。

### (海上の森を訪れる者の責務)

第六条 海上の森を訪れる者は、野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をしないようにする等海上の森の自然環境の保全に努めるとともに、地域の生活環

境の保全に配慮しなければならない。

## 第二章 保全活用計画等

### (保全活用計画)

第七条 知事は、海上の森の適正な保全及び活用を図るため、海上の森の保全及び活用のための取組に関する計画（以下「保全活用計画」という。）を定めなければならない。

2 保全活用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 海上の森の自然環境の特質、土地利用の状況等の自然的社会的条件、これらの条件に応じた地域の区分その他海上の森の保全及び活用のための取組に関する基本的な事項
  - 二 前号の地域ごとの保全及び活用のための取組の内容
  - 三 海上の森の保全及び活用のための取組を自主的に行う県民等との協働に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、海上の森の保全及び活用のための取組に関し必要な事項
- 3 知事は、保全活用計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、保全活用計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、保全活用計画の変更について準用する。

### (自然学習の機会の提供等)

第八条 県は、県民が海上の森において円滑かつ効果的に自然と触れ合うことができるよう、海上の森における自然学習の機会及び森林施業、農作業等の体験の機会の提供、海上の森における野生動植物等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

### (県民等が行う取組に関する措置)

第九条 県は、県民等が県と協働して行う海上の森の保全及び活用のための取組が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

### (指導者の育成)

第十条 県は、県民等が身近な森林、農地、水辺地等において自主的に行う自然学習、自然環境の適正な保全のための取組等の促進に資するため、身近な森林、農地、水辺地等における自然環境に関する知識の普及、森林施業の技術指導等を行う指導者を育成するよう

努めるものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第十一条 県は、海上の森において貴重な野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある行為をするときその他海上の森の適正な保全を図る上で必要があると認めるときは、自然環境に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(取組の実施状況の公表)

第十二条 知事は、毎年度、海上の森の保全及び活用のための取組の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三章 あいち海上の森センター

(設置)

第十三条 海上の森の適正な保全及び活用を図るため、あいち海上の森センター(以下「センター」という。)を瀬戸市に設置する。

(業務)

第十四条 センターにおける業務は、次のとおりとする。

- 一 海上の森の活用のための取組を行うこと。
- 二 海上の森に関する情報を収集し、及び提供すること。
- 三 海上の森に関する資料を展示すること。
- 四 工作室、研修室及び遊歩施設を利用させること。

(職員)

第十五条 センターに、所長その他の職員を置く。

(利用の許可等)

第十六条 センターの工作室又は研修室を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならぬ。

- 2 所長は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。
- (使用料)

第十七条 前条第一項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 使用料は、当該施設の利用開始日までに於いて知事が指定する日までに、納付しなければならぬ。

3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

一 第十九条第二項の規定により知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

二 前条第一項の許可を受けた者が所長の承認を受けて利用を中止したとき。

4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

5 使用料を納期限までに納付しなかつた者からは、納付すべき金額(千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。)に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

#### (利用者の義務)

第十八条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第十六条第二項の規定により許可に付けられた条件及び所長の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

#### (許可の取消し及び利用の中止命令)

第十九条 所長は、センターの利用者が前条の規定に違反したときは、第十六条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 知事は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第十六条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

#### (規則への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、センターの利用条件その他センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (過料)

第二十一条 詐欺その他不正の行為により、第十七条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が

五万円を超えないときは、五万円とする。) 以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。

一 第十六条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反してセンターを利用した者

二 第十九条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してセンターを利用した者

三 その他不正の方法により許可を受けてセンターを利用した者

3 第十八条の規定に違反してセンターの秩序を乱した者に対しては、五千円以下の過料を科する。

#### 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三章及び別表の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成十八年七月規則第七十一号で、同十八年九月二十五日から施行)

#### 附 則 (平成二十六年三月二十八日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条中愛知県港湾管理条例別表第二から別表第五までの改正規定及び第二十四条の規定は同年五月一日から、附則第三項及び第五項の規定は公布の日から施行する。

(愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の公布の日前に平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例(第三条から第八条まで、第十条から第十七条まで及び第三十条の規定に限る。次項において同じ。)による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者(前項に規定する者を除く。)からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（次項に規定する者を除く。）からは、この条例（第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第二十一条、第二十二条及び第二十八条の規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

3 この条例の公布の前日に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十三条及び第二十八条の規定に限る。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第十七条関係）

使用料の名称	単位	使用料の額（単位円）
工作室使用料	午前 午後	五、〇〇〇 六、七〇〇
研修室使用料	午前 午後	三、〇〇〇 四、一〇〇

備考 この表において、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までをいう。

一部改正〔平成二六年条例七号・三一年四号〕